

## 障害や病気のある学生の皆様へ

大妻女子大学では、障害や病気のある学生をサポートするための「**障害学生修学支援室**」を設置し、修学や大学生活で配慮が必要な学生への支援について全学的に取り組んでいます。

### 障害学生修学支援室

授業・定期試験、学生生活に関する施設の利用やキャンパス環境に対する**合理的配慮**の提供、専門家による相談等を実施しています。

#### こんな時にご利用ください

- ◆ 障害や病気があるため授業を受ける上で不便を感じている
- ◆ 先生や周りの学生に障害や病気のことを理解してほしい
- ◆ 学内の移動や施設利用に困難がある

#### 支援提供の例

- ◆ 教務に関する支援  
履修等における配慮、座席の配慮、情報保障、授業担当教員への配慮事項の伝達など
- ◆ 学生生活に関する支援  
施設利用に関する支援、行事の際の座席配慮、個人ロッカー割当場所の配慮など
- ◆ キャンパス環境の整備  
食堂の車椅子優先席の設置、介助者の入構許可など

合理的配慮とは、障害のある学生が他の学生と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、必要かつ適当な変更および調整であって、特定の場合において必要とされるものです。教育の目的・内容・評価の本質を変えないという原則のもと、大学側の過度な負担にならない範囲で提供されるものです。また、合理的配慮の申請をおこなうことで差別的扱いや、成績の判定に不利となることはありません。なお、合理的配慮は単位取得や卒業を保証するものではありません。

## 合理的配慮実施までの流れ

1

### 受付（学生相談センター）

申請を希望される方は、学生相談センターに直接お越しいただくか、お電話ください。障害のある学生又は保護者等(代理人含む)が要請を申し出ることができます。申請に必要な手続きを相談員が説明した上で、申請書類をお渡し(郵送)します。

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：千代田 03-5275-6173 多摩 042-372-9979

2

### 申請

原則、申請書類(様式1、様式2)を受理してから、配慮に必要な情報を得るために、面談で聞き取りをおこないます。(面談方法は「対面」、「オンライン」、「電話」での相談を受付けています。)

- 修学に関する配慮の申請書(様式1)
- 医師の意見書(様式2)  
(医療機関の受診と医師の意見書にかかる費用は自己負担とさせていただきます)

3

### 合理的配慮の決定

提出された申請書類や、面談の情報に基づき、「修学に関する配慮のお願い」を相談員が作成します。大妻女子大学障害学生修学支援規程第12条第1項に基づき合理的配慮について審議します。従って、全ての配慮が希望通り対応できるとは限りません。

4

### 合理的配慮の実施について

審議の結果、合理的配慮が決定されたら、ご本人と保護者等(代理人含む)に合意のサインをいただきます。その後、所属しているキャンパスの教職員や履修している授業の教員(非常勤含む)に「修学に関する配慮のお願い」が配付されます。

5

### 合理的配慮の見直し・調整

支援開始後も、必要に応じて定期的に面談をおこないます。「修学に関する配慮のお願い」については、半期ごとに配慮を継続するか否かを相談させていただきます。その際には、必ずご本人と保護者等(代理人含む)にご確認いただき、合意のサインをいただきます。合理的配慮の申請は、ご自身の意思でいつでも申請を取り下げることが可能です。その際には、「不申請届(様式3)」を提出してください。